

お知らせ

浄化槽は「生き物」です

浄化槽は、微生物によって汚水を処理し、きれいな水にして自然に返す施設です。私たちの生活を快適にしてくれますが、適切な使用や管理がされないと、これらの微生物がダメージを受け、汚水の処理が出来なくなります。

浄化槽を使用される皆さんは、私たちのまわりの環境を少しでも良い状態で後世へ引き継いでいくためにも、次のことにご協力ください。

1 浄化槽の維持管理について

- ① 水は適正量使いましょう。
- ② トイレトペーパー以外のものは流さないでください。
- ③ プロア-の電源は、切らないでください。
- ④ 保守点検・清掃は定期的に受けましょう。

2 法定検査受検は義務です

すべての浄化槽には、浄化槽法で定期的な保守点検や清掃に加え、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われているかどうか検査するための「法定検査受検」が義務付けられています。

法定検査には、浄化槽の使用を開始して3ヵ月を経過した日から5ヵ月の間に受ける「7条検査」と、その後毎年1回うける「11条検査」があります。

法定検査を受検していない浄化槽の使用者に対しては、県知事（市町村長）から法定検査受検の勧告や命令が出されることがあります。

3 浄化槽の使用廃止時は必ず設置場所の保健福祉環境事務所へ届出ましょう。

4 合併浄化槽への転換推進

トイレの汚水だけを処理する単独浄化槽を設置してある家庭は、台所やお風呂などの生活廃水全てを処理できる合併浄化槽に付け替えましょう。

5 問合せ先

福岡県嘉穂保健福祉環境事務所 ☎23・4111

または、

財団法人 福岡県浄化槽協会

筑豊検査センター ☎0947・45・6102

ホタル舞う
美しい川へ

